

新型コロナウイルスの流行により海外渡航が困難となった  
IFEEK 生の修了要件等に関する特例措置

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止など危機管理上の理由により、2020 年度秋期海外派遣について渡航不可となった場合、IFEEK の修了要件について、以下の特例措置を適用する。

1. 渡航不可となった場合の修了要件について

「プログラムの学部修了要件」に規定されている「学部3年生後期から半年または1年間、海外協定大学に留学（単位互換留学）し、修得した単位が教授会で4単位以上（上限30単位）認定されていること。」の要件について、以下の（1）と（2）で読み替えることとする。

- (1) 学部上級科目の単位修得。学部において英語で開講される上級科目1科目の履修（1科目2単位）を交換留学先での学修と同等とみなし、この上級科目の単位を修得した場合、交換留学先での単位修得として読み替える。（ただし Advanced Microeconomics, Advanced Macroeconomics, Advanced Econometrics を除く。）
- (2) 英語による卒業論文の作成。
  - ① 研究指導教員による指導のもとで、英語によって卒業論文を作成する。
  - ② 併せて本学経済学研究科の指定する外国人教員（1名）の開講する「英語論文作成指導」において補助的指導を受ける。
  - ③ 1クォーター1単位を付与し、連続する2クォーターについて受講する。

2. 渡航不可となった場合の早期卒業要件について

早期卒業を希望する者は、「早期卒業に関する内規」（学生便覧2018, p.152）の要件を満たしていることが必要である。ただし、「早期卒業に関する内規 第3条 第2項（2）」の後半で規定されている「また、留学先大学での修得単位が4単位以上認定されていること。」の要件については、上の「1. 渡航不可となった場合の修了要件について」で定める（1）と（2）をもって読み替えることとする。

附則

この特例措置は、令和2年10月1日から施行し、令和3年3月31日をもって終了する。